

小瀬川水系洪水予報実施要領

中国地方整備局太田川河川事務所（以下「太田川河川事務所」という。）と広島地方気象台及び下関地方気象台は、「太田川水系及び小瀬川水系の洪水予報業務に関する細目協定（令和4年6月13日）」（以下「細目協定」という。）に基づき、小瀬川水系洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1 洪水予報を行う際に用いるデータ

洪水予報を行う際に用いるデータは、小瀬川水系における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所とし、所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

2 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は、原則として、太田川河川事務所においては流域治水課長が、広島地方気象台及び下関地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、太田川河川事務所と広島地方気象台、下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は付図2に番号を示した電話・FAXによるものとする。

3 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

なお、付表3に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を公表する。

4 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表4に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1(3)に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

5 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 発表形式にはXML形式とPDF形式があり、XML形式は気象庁防災情報XMLに基づく仕様とし、PDF形式の具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

(3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は0.5MBまでとする。

- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 小瀬川において、付表1(3)に示すいずれかの基準観測所で最初に発表基準となった場合に発表を行い、その後は、予報区域全体の危険度が変化した場合、その他必要と認める場合に発表を行う。
種類及び情報名は、予報区域内で最も危険度の高い基準観測所の水位を基に選定するものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。
- (8) 臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等から XML 形式で情報が提供されていることを念頭に、7. に述べる情報システムの障害時を除き、FAX のみを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

6 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、全水位観測所において、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。ただし、必要に応じて、太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台で氾濫警戒情報の発表を協議して決めるものとする。

7 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

(1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 洪水予報作業に用いるデータの交換は、付表5の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、太田川河川事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により広島地方気象台及び下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 洪水予報作業の機能喪失時等においては、以下の要領で作業を行う。

ア 太田川河川事務所を実施すべき作業を、中国地方整備局の本局（連絡先は付表6）で代行する。

イ 広島地方気象台及び下関地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表6）で代行する。

8 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

制 定	平成12年	5月16日
一部改正	平成17年	8月 5日
一部改正	平成18年	3月31日
一部改正	平成18年	5月23日
一部改正	平成19年	4月19日
一部改正	平成25年	3月 4日
一部改正	平成25年	8月30日
一部改正	平成25年10月	1日
一部改正	平成27年	3月31日
一部改正	平成27年	4月10日
一部改正	平成28年	4月 1日
一部改正	令和 元年	5月29日
一部改正	令和 3年	6月 1日
一部改正	令和 4年	6月13日

中国地方整備局 太田川河川事務所 流域治水課長 福田 託朗

広島地方气象台 防災管理官 川田 保

下関地方气象台 防災管理官 堀田 幸男

附則

この実施要領は、令和 7年 2月18日から改正する。

この実施要領は、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

付表1 小瀬川水系における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
小瀬川	廿日市津田	ハツカイチツタ	広島県廿日市市津田	317

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
小瀬川	小瀬	オゼ	山口県岩国市大字小瀬字沖原	8
	津田	ツダ	広島県廿日市市津田	320

(3) 国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある 水位 m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
小瀬川	小川津	オガワジ	北緯 34° 13' 42" 東経 132° 10' 38"	山口県岩国市 大字小瀬字 小川津	2.600	4.000	5.700	6.200	7.210
	両国橋	リョウゴクバシ	北緯 34° 12' 29" 東経 132° 11' 35"	山口県岩国市 大字小瀬字 墨屋堂	2.800	3.900	4.400	4.900	5.650

付表2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
河川情報センター	F A X、メール又は専用電話	太田川河川事務所
広島県土木建築局（水防県本部）	F A X、メール又は一般電話	〃
広島県西部建設事務所廿日支所	〃	〃
山口県岩国土木建築事務所	〃	〃
大竹市水防本部	〃	〃
岩国市危機管理課	〃	〃
和木町水防本部	〃	〃
広島県危機管理監 （広島県災害対策本部）	気象情報伝送処理システム	広島地方气象台
日本放送協会	〃	広島地方气象台 下関地方气象台
NTT 五反田センタ	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃
山口県防災危機管理課 （山口県災害対策本部）	〃	下関地方气象台
TYS テレビ山口株式会社	F A X、メール又は一般電話	太田川河川事務所
山口朝日放送株式会社	〃	〃
株式会社エフエム山口	〃	〃
山口放送株式会社	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水の危険度に関する情報の公表

公表先	公表先 URL
水害リスクライン（一般向け）（国交省ウェブサイト）	https://fr1.river.go.jp/
水害リスクライン（自治体向け）（国交省ウェブサイト）（限定公表）	https://fr1g.river.go.jp/
キキクル（洪水予報の危険度分布）（気象庁）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

付表4 洪水予報作業の開始基準雨量

次の基準観測所上流域の流域平均雨量を基準とする。

予報区域	基準観測所	基準雨量(単位:ミリ)		
		1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
小瀬川	小川津水位観測所	20	30	70
	両国橋水位観測所	20	30	70

付表5 情報システム障害時に交換するデータ

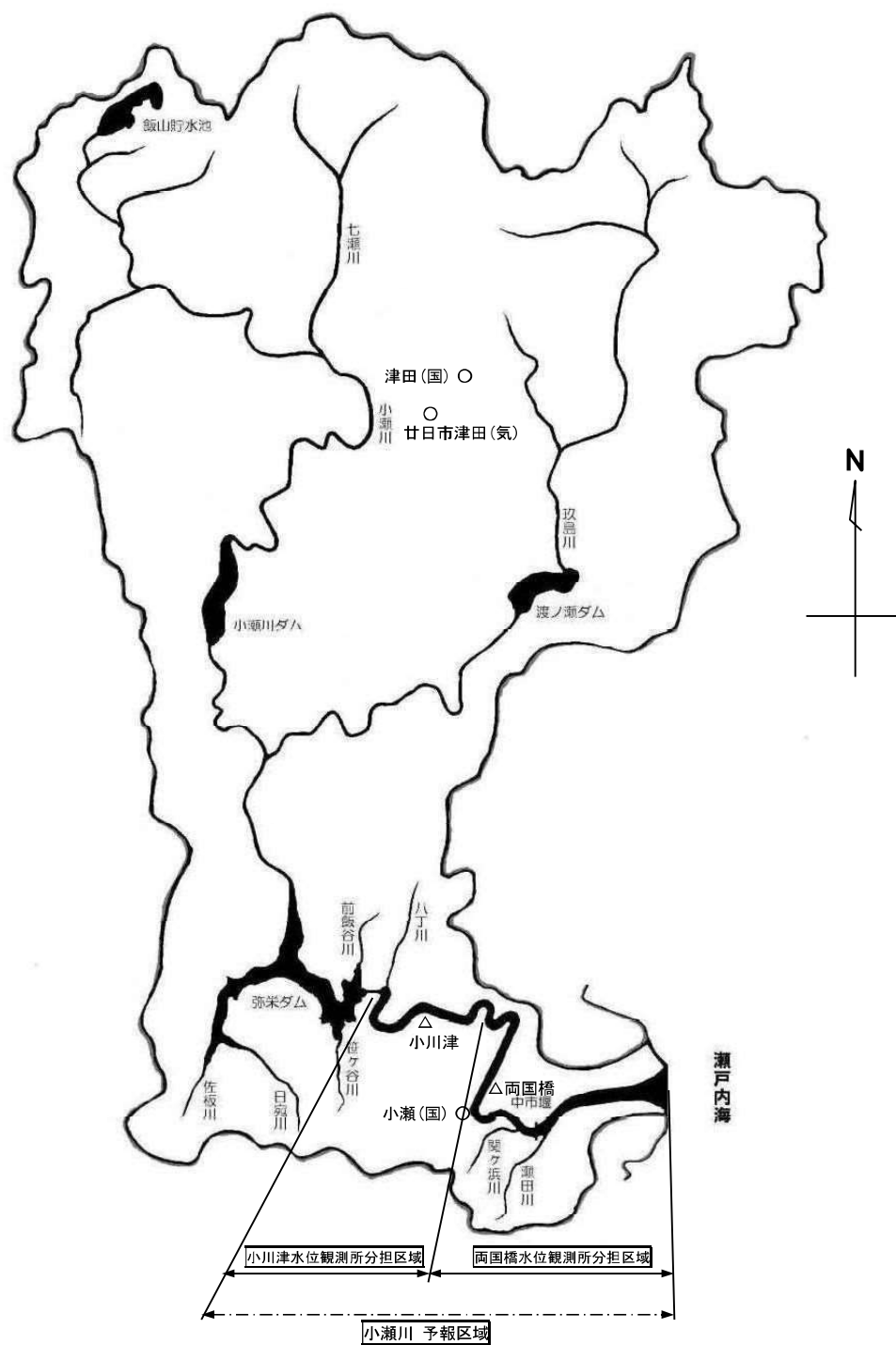
- (1) 広島地方気象台から太田川河川事務所に通知するもの
- ア 広島県・山口県に発表された注意報・警報(水防活動用)
 - イ 気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(前1時間実況、6時間先までの特別予測)
 - 小瀬川 小川津、両国橋
- (2) 太田川河川事務所から広島地方気象台に通知するもの
- ア 次の観測所の雨量(前1時間実況)
 - 小瀬川 小瀬、津田、
 - イ 次の観測所の水位(実況)
 - 小瀬川 小川津、両国橋

付表6 代行作業担当官署の連絡先

官署名	代行作業官署名	電話番号	備考
太田川河川事務所	中国地方整備局河川部水災害	082-511-6214	水害予報センター長(内線:87-3851)
	予報センター	082-511-6215	水災害対策専門官(内線:87-3852)
広島地方気象台	大阪管区気象台	080-7851-1430	FAX番号:06-6941-1846
	気象防災部予報課	090-6790-3570	
下関地方気象台	福岡管区気象台 気象防災部予報課	092-715-8591	FAX番号:092-771-2886

※気象庁側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、気象庁側から太田川河川事務所に対し連絡するものとする。

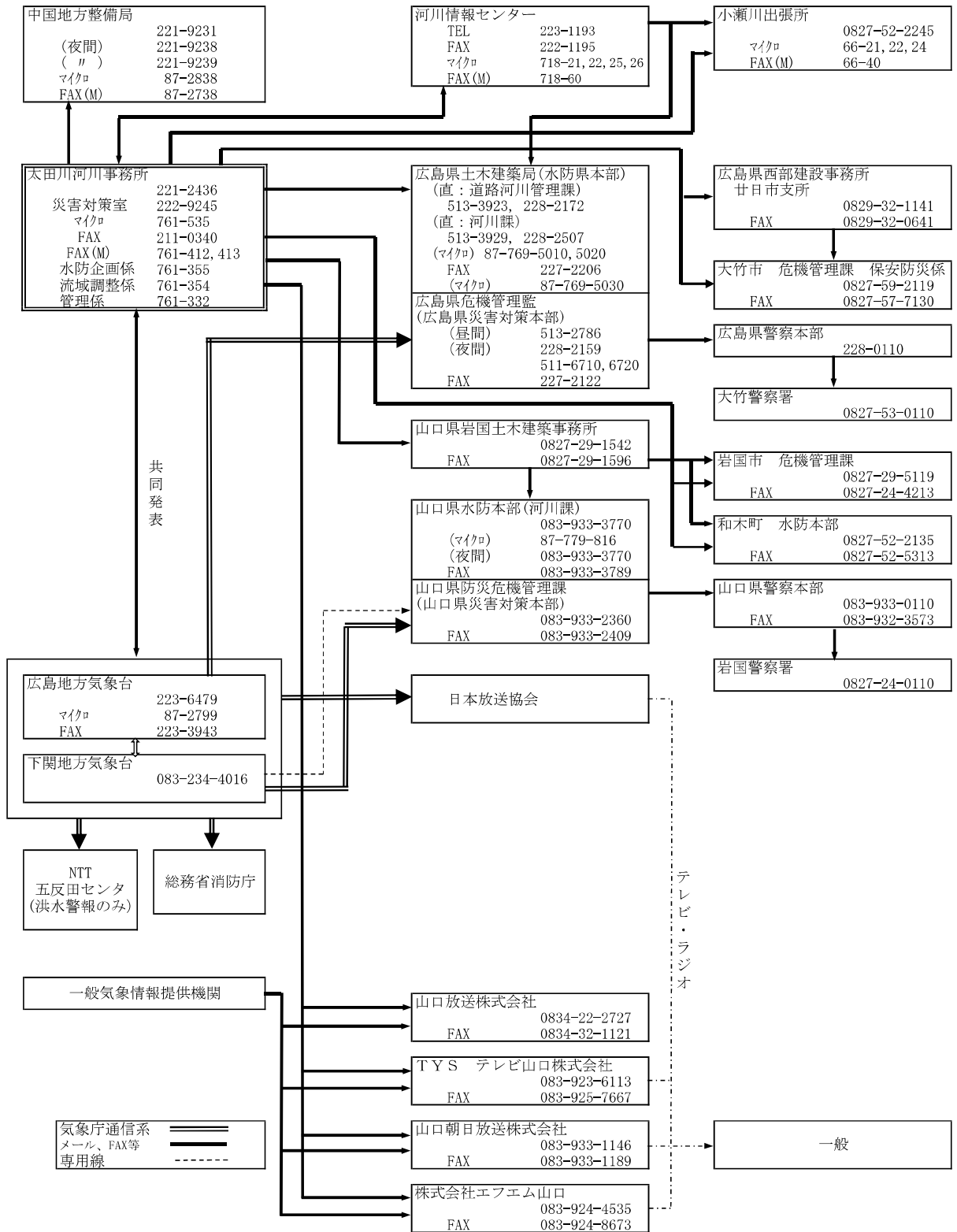
付図1 雨量・水位観測所配置図



凡 例	
○	雨量観測所 (テレメータ)
△	水位観測所 (テレメータ)

小瀬川流域図

付図2 伝達系統図



注1: なお河川情報センターの端末機が設置してある地域事務所水防管理団体も端末機から情報を得ることができる。

正規

おせがわ 小瀬川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)

小瀬川洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
おたがわかせんじむしょ ひろしまちほう きしようだい しものせきちほうきしようだい
太田川河川事務所・広島地方気象台・下関地方気象台 共同発表

(見出し)
小瀬川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】小瀬川のりょうこくばし両国橋基準観測所(岩国市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

小瀬川氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報)			
新着・更新	新着・更新	新着	新着
	基準観測所	両国橋	小川津
	対象河川	小瀬川	小瀬川
	警戒レベル()相当	2	2
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
新着	予測水位		
	岩国市	2	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
小瀬川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
警戒レベル2相当								
両国橋 (岩国市)	氾濫危険水位 4.90 m							
	避難判断水位 4.40 m							
	氾濫注意水位 3.90 m							
	ゼロ点高 H=2.970 m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
小川津 (岩国市)	氾濫危険水位 6.20 m							
	避難判断水位 5.70 m							
	氾濫注意水位 4.00 m							
	ゼロ点高 12.000 m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXX

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	両国橋 基準観測所 岩国市	小川津 基準観測所 岩国市
	小瀬川	小瀬川
受け持ち区間	左岸 前瀬橋から海まで	左岸 弥栄ダム下流から 前瀬橋まで
	右岸 前瀬橋から海まで	左岸 弥栄ダム下流から 前瀬橋まで

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaiotan/
---------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/
----------	---

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/
------	---



イメージ

今後の雨 (解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 太田川河川事務所 流域治水課

気象関係：気象庁 広島地方気象台

気象庁 下関地方気象台

電話：082-222-9245

電話：082-223-3951

電話：083-234-4006

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の運用方法については以下のとおりとする。

1. 目的

現に洪水予報を発表している、または洪水予報を発表する見通しがある河川の氾濫域であっても、その氾濫域を含む地域の大雨特別警報が警報等へ切り替えられた場合※、当該氾濫域（以下、「切替のあった氾濫域」という。）が安全になったという誤解が生じるおそれがある。これを防ぐため、以下の通り運用するものとする。

※ 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

2. 発表主体等

河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と地方气象台等（気象庁大気海洋部、管区气象台、地方气象台）が共同で基本的には洪水予警報等作成システムにより発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とする。

3. 発表の対象とする洪水予報河川の予報区域の条件

切替のあった氾濫域へ氾濫水をもたらすおそれのある洪水予報河川の予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な区間においては、洪水予報を発表していなくとも氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表のタイミング

切替のあった氾濫域が生じた場合、速やかに発表するものとする。なお、氾濫域が大雨特別警報が発表されている複数の府県予報区にまたがる場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

5. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過すると思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載してもよい。

発表形式については、別紙をもとに、関係する河川事務所等と地方気象台等が協議すること。

6. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで電話、チャットツール等により相互に認識共有を図り、以下の流れの通り発表する。大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。洪水予警報等作成システムにおいて発表が困難となる場合には、洪水予報の実施要領の障害発生時と同様の対応を行う。

臨時の洪水予報発表の流れ

- ①気象台から大雨特別警報の切替の見通しを、電話及びチャットツール等で河川事務所に連絡する。
- ②河川事務所から臨時の洪水予報発表見込みを電話及びチャットツールで気象台に連絡する。
- ③河川事務所が臨時の洪水予報をシステムで作成し、チャットツールにて気象台へ通知する。
- ④気象台と河川事務所においてシステムで作成した臨時の洪水予報を確認し、発表する。

正規

〇〇川^{〇〇〇 かわ}氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 警 報
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇 〇 河 川 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）			
新着・更新	新着・更新 基準観測所	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	3	2
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位	3 (6時間後までにレベル4水位超過)	
	〇〇市	3	-
	△△市	3	2
		-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナヒ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方气象台 電話：XXX-XXX-XXXX